

令和7年12月23日
財務局

令和7年度 東京都普通交付税の再算定結果について

本日、令和7年度の普通交付税額が変更決定され、総務大臣から通知されましたので、お知らせします。

＜再算定結果の概要＞

- 国の補正予算により今年度地方交付税が増額されたことに伴い、再算定を行いました。
- 「臨時経済対策費」等が基準財政需要額として算定されたことなどにより、道府県分・大都市分ともに財源超過が縮小し、道府県分と大都市分を合算した財源超過額は、当初算定の19,917億円から690億円の減となり、19,227億円となりました。
- 再算定後においても、制度上、財源超過となることから、東京都は、引き続き不交付団体となりました。

・東京都の算定は、地方交付税法に基づき、道府県分と大都市分を合算し、東京都と特別区（23区）をあわせて1つの自治体とみなして行われます。

道府県分…東京都が行う道府県行政を算定するもの

大都市分…特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの

（単位：億円）

区分	令和7年度 (再算定)	令和7年度 (当初算定)	増減額	令和6年度 (再算定)
基準財政収入額 A	58,113	58,113	0	56,141
道府県分	28,076	28,076	0	26,937
大都市分	30,037	30,037	0	29,204
基準財政需要額 B	38,886	38,196	690	38,269
道府県分	21,941	21,564	377	21,441
大都市分	16,946	16,632	314	16,828
財源超過額 A-B	19,227	19,917	△ 690	17,873
道府県分	6,135	6,512	△ 377	5,496
大都市分	13,092	13,405	△ 314	12,376

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがあります。

＜算定結果に対する東京都の考え方＞

「財源超過額」をもって都に財源余剰があるかのような主張があります。

- 1 算定結果は、交付税を配分するための理論値であり、自治体の実態を表すものではありません。
- 2 大都市である東京都の財政需要は大幅に抑制されています。
このことから、「財源超過額」は都の実態を表したものではなく、都に財源余剰があるという主張は妥当とは言えません。

＜問合せ先＞

財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669